

寝屋川市多胎児家庭外出支援事業 タクシー乗車券交付のお知らせ

寝屋川市では多胎児の養育を行っている御家庭の外出の支援を行うため、各世帯に年間2万円分のタクシー乗車券を交付します。

この御案内は、本事業の対象となる可能性のある保護者の方に送付しています。

保護者の皆様におかれましては、本事業の対象であるかを御確認の上、対象となる方は同封の返信用封筒で申請書を返送ください。

【対象者】

寝屋川市の住民基本台帳に記載されている方で、以下のいずれか（①～③）に該当し、多胎児の養育を行っている家庭の保護者

- ① 令和3年4月1日の時点で、平成29年4月1日以降に出生した多胎児を養育している方
- ② 令和3年4月1日以降に出生した多胎児を養育している方
- ③ 令和3年4月1日以降に寝屋川市に転入し、平成29年4月1日以降に出生した多胎児を養育している方

【申請方法】

申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送又は寝屋川市こども部子育て支援課（市立保健福祉センター2階）窓口にて申請書を直接、提出

【申請期限】

令和4年3月31日（木） <当日消印有効>

※ 令和4年2月1日～3月31日までに出生又は、転入された方は令和4年5月31日（火）までに申請を行ってください。（窓口は土・日・祝日除きます）

※ 申請期限までに申請書の提出がない場合は、タクシー乗車券の交付ができませんので、御注意ください。

申請に必要なもの

○ 申請書【ピンクの書類】

表面に必要事項を記入の上、以下の添付書類を裏面にのりで貼付してください。

□ 添付書類(必ず裏面に貼付してください。)

本人確認書類1点(運転免許証などの各種免許、健康保険証の写しなど)

注意：記載事項の不備や添付書類の添付忘れがあった場合は、タクシー乗車券の送付が遅れますので、申請前に必ず御確認ください。

問合せ先：寝屋川市こども部子育て支援課

電話：072-838-0374

(受付時間 平日9時00分～17時30分)

※ 事業の詳細については、裏面や別紙1・別紙2を御覧ください。

